

公の施設の指定管理者の指定について

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり指定管理者を指定しました。

- 1 施設名 山形市特別養護老人ホーム菅沢荘
- 2 指定管理者
 名称 社会福祉法人山形市社会福祉事業団
 所在地 山形市蔵王半郷1366番地の2
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）
- 4 申請団体数 1団体（非公募）
- 5 指定管理者選定評価審査委員会
 （1）開催日 令和7年10月21日（火）
 （2）審査委員構成 5名（市職員2名、大学教授、弁護士、公認会計士）
 （3）審査の基準及び方法

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項の規定により設定した審査基準に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類及び当日のプレゼンテーションをもとに審査を行いました。

6 審査結果

No.	審査基準	審査項目	審査ポイント	満点	社会福祉法人 山形市社会福祉 事業団
1	1 平等利用の確保 （手続条例第3条第2項第1号）	①施設の平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・生活弱者等への配慮 ・事業内容に偏りがいないか。	50	32
2	2 施設の設置目的の效果的・効率的達成 （手続条例第3条第2項第2号）	①施設の設置目的と管理に対する基本的考え方（管理運営方針）	・市が示す管理運営方針と申請者が提案する運営に関する実施方針が合致しているか。 ・申請者の法令遵守の姿勢及び経営モラルは適切か。	50	34
3		②施設の管理運営経費の内容	・経費縮減への取組みは十分か。	50	32
4		③収支計画の最適性及び実現可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。	50	30
5		④入所者の増加を図るための手法と期待される効果	・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大のための取組みプランは十分か。 ・地域、関係機関、NPO等との連携はあるか。	50	32

No.	審査基準	審査項目	審査ポイント	満点	社会福祉法人 山形市社会福祉 事業団
6	2 施設の設置目的の效果的・効率の達成 (手続条例第3条第2項第2号)	⑤サービス向上を図るための具体的手法と期待される効果	・サービス向上のための取組み内容は適切か。 ・仕様書で示した内容への提案は適切か。 ・自主事業の企画は、市が意図しているものと合致しているか。 ・施設の機能や設備を十分に活用しているか。 ・市が求める管理の基準に合致しているか。	50	40
7		⑥安全管理等に関する取組み	・施設の安全管理、利用者等の安全管理への取組みは十分か。 ・情報公開、個人情報保護への取組みは十分か。	50	30
8		⑦入所者満足度向上のための工夫	・入所者等の苦情に対する対応が十分か。 ・苦情や要望を管理に反映する工夫はなされているか。	50	36
9		⑧施設の維持管理の効率性	・維持管理は適切かつ効率的に計画されているか。	50	32
10	3 施設管理を安定的に行う能力 (手続条例第3条第2項第3号)	①安定的な運営が可能となる人的能力	・人員体制は十分か。 ・必要な有資格者は充足しているか。 ・人員の採用、確保については適切か。 ・人員の育成、研修体制は十分か。	50	30
11		②安定的な運営が可能となる経営的基盤	・申請者の財務状況は健全であるか。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	50	30
12	4 施設の性質又は目的に応じたその他必要な基準 (手続条例第3条第2項第4号)	①同種施設の管理運営実績について	・類似施設の管理運営実績はどうか。	50	34
13		②修繕及び保守管理業務への対応	・平常時及び緊急時に迅速かつ的確に対応するための体制がとられているか。	50	30
14		③地域貢献	・地元雇用に配慮しているか。 ・市内業者の積極的な活用に配慮されているか。	50	36
合計				700	458
				得点 比率	65.4%